

総行行第242号
令和2年9月18日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地方自治法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について (通知)

地方自治法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第90号。以下「改正省令」という。)は令和2年9月18日に公布及び施行することとされるとともに、改正省令による改正後の地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第16号)第12条の4の2第2項第2号に基づく総務大臣が定める電子証明書を定める総務大臣告示(以下「告示」という。)を同日に公布及び施行することとされました。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定に基づき、普通地方公共団体が契約につき契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長等が契約の相手方とともに、契約の内容を記録した電磁的記録に当該地方公共団体の長等及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であって、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認する等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は確定しないものとされており、同項に基づく地方自治法施行規則第12条の4の2の規定により一定の電子署名及び電子証明書の措置を定めているところですが、改正省令及び告示は、この電子証明書の一として、地方公共団体情報システム機構が地方公共団体組織認証基盤において作成する職責証明書を追加して定めることを内容とするものです。

貴職においては、改正省令及び告示の施行を踏まえ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための措置として、地方公共団体の契約実務における対面手続の見直し等を図る観点から、いわゆる電子契約の導入を積極的に検討する等、適切に対応するとともに、貴都道府県内の市区町村長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法第245条第4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。